証券コード　6557
2020年３月13日

株　主　各　位

東京都墨田区錦糸一丁目２番１号
株式会社globalbridgeHOLDINGS
代表取締役社長　貞　松　　成

第５回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第５回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年３月27日（金曜日）午後６時までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

１．日　　時　2020年３月30日（月曜日）午前10時

２．場　　所　東京都墨田区江東橋三丁目９番10号
墨田区・丸井共同開発ビル９階（丸井錦糸町店９階）
すみだ産業会館 展示ホールD
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

３．目的事項

報告事項
１．第５期（2019年１月１日から2019年12月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第５期（2019年１月１日から2019年12月31日まで）計算書類報告の件

決議事項
第１号議案　取締役２名選任の件
第２号議案　監査役１名選任の件
第３号議案　会計監査人選任の件

以　上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（アドレス https://globalbridge-hd.com/ir/）に掲載させていただきます。

（提供書面）

事　業　報　告

（2019年１月１日から
2019年12月31日まで）

１．企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は、政府による経済政策を背景に緩やかな基調で推移しました。

このような情勢の中、少子高齢化社会に対応するため政府が中心となり、女性や様々な年齢層の人材が自らの希望に応じて活躍できる一億総活躍社会の実現へ向けて、様々な施策が取り組まれております。この一億総活躍社会の実現への取り組みの一つとして、子育て・介護の環境整備が進められており、かつ、子育て・介護分野における効率化のためにＩＣＴ化推進への取り組みも行われております。

このような状況において、当社グループは少子高齢化社会への取り組みに貢献すべく、保育事業における新規施設の開設と、ICT事業における効率化支援の拡大に取り組んでまいりました。

当連結会計年度における新規施設の内訳と運営施設の数は下記のとおりとなりました。

（保育事業-認可保育園14施設）

施設名称	住所	入所定員（名）	開　園　日
あい・あい保育園本八幡園	千葉県市川市	50	2019年４月１日
あい・あい保育園大和田園	千葉県八千代市	60	2019年４月１日
あい・あい保育園八千代中央園	千葉県八千代市	60	2019年４月１日
あい・あい保育園八千代緑が丘園	千葉県八千代市	60	2019年４月１日

施設名称	住所	入所定員 （名）	開　園　日
あい・あい保育園 あすみが丘園	千葉県千葉市	60	2019年４月１日
あい・あい保育園 新柏園	千葉県柏市	60	2019年４月１日
あい・あい保育園 四街道駅北口園	千葉県四街道市	90	2019年４月１日
あい・あい保育園 綾瀬六丁目園	東京都足立区	70	2019年４月１日
あい・あい保育園 高野園	東京都足立区	60	2019年４月１日
あい・あい保育園 石原園	東京都墨田区	60	2019年４月１日
あい・あい保育園 宮前平園	神奈川県川崎市	60	2019年４月１日
あい・あい保育園 新大塚園	東京都文京区	60	2019年10月１日
あい・あい保育園 日本橋浜町園	東京都中央区	50	2019年10月１日
あい・あい保育園 菅野駅前園	千葉県市川市	60	2019年12月１日
14施設　合計		860	

これらの結果、当社グループが運営する施設数は下記のとおりとなりました。

［保育施設数の推移］

（単位：施設）

	2015年 12月期末	2016年 12月期末	2017年 12月期末	2018年 12月期末	2019年 12月末現在
認可保育園	5	13	23	34	48
小規模保育施設	7	7	7	8	8
認定・認証保育園	3	1	-	-	-
その他(受託・認可外)	4	3	1	1	-
合計	19	24	31	43	56

［介護施設数の推移］

（単位：施設）

	2015年 12月期末	2016年 12月期末	2017年 12月期末	2018年 12月期末	2019年 12月末現在
放課後等デイサービス	4	6	7	10	9
生活介護施設	-	1	2	1	1
サービス付き高齢者向け住宅	-	-	-	1	1
住宅型有料老人ホーム	-	-	-	1	1
その他(児童発達支援等)	2	3	4	2	2
合計	6	10	13	15	14

また、下記の新規開設準備に取り掛かっております。

（2020年12月期　開設予定（保育事業））

地域及び施設数	種類	入所定員（名）	開園予定
東京都　５施設	認可保育園	324	2020年度上半期
千葉県　９施設	認可保育園	570	
大阪府　２施設	認可保育園	160	
東京都　１施設	認可保育園	60	2020年度下半期
千葉県　１施設	認可保育園	60	
18施設　合計		1,174	

（2020年12月期　開設予定（介護事業））

地域及び施設数	種類	入所定員（名）	開園予定
千葉県　１施設	放課後等 デイサービス	10	2020年度上半期

これらの結果、当連結会計年度の売上高は5,915,464千円（前連結会計年度比56.2％増）、営業損失は887,627千円（前連結会計年度は営業損失739,721千円）、経常利益は5,385千円（前連結会計年度は経常損失329,617千円）、親会社株主に帰属する当期純損失は31,965千円（前連結会計年度は親会社株主に帰属する当期純損失382,922千円）となりました。

セグメント事業別の経営成績は、次のとおりです。

イ．保育事業

既存施設及び新規開設が順調に推移したことにより、売上高は5,002,026千円（前連結会計年度比54.7％増）、セグメント利益は178,925千円（同7.3％増）となりました。

ロ．介護事業

既存施設及び2018年12月期に新規連結子会社化した施設の稼働が順調に推移したことにより、売上高は745,136千円（同78.1％増）、セグメント利益は19,927千円（前連結会計年度はセグメント損失111,021千円）となりました。

ハ．ＩＣＴ事業

保育園運営管理システムの新規契約件数が増加したものの、既存顧客の長期契約化に伴う契約単価の下落により売上高は96,193千円（同5.9％増）となる一方で、無料キャンペーン等の販促費用を拡充したことにより、セグメント損失は9,179千円（前連結会計年度はセグメント利益5,588千円）となりました。

事業別売上高

事業区分	第４期 (2018年12月期) (前連結会計年度)		第５期 (2019年12月期) (当連結会計年度)		前連結会計年度比	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	増減率
保育事業	3,233,214千円	85.4%	5,002,026千円	84.6%	1,768,813千円	54.7%
介護事業	418,497	11.0	745,136	12.6	326,639	78.1
ＩＣＴ事業	90,868	2.4	96,193	1.6	5,325	5.9
その他	45,285	1.2	72,108	1.2	26,823	59.2
合計	3,787,864	100.0	5,915,464	100.0	2,127,600	56.2

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は1,670,091千円で、その主なものは次の認可保育園の新規開設及び新規開設準備によるものであります。

（新規開設数）

地域及び施設数	種類	入所定員（名）	開園時期
東京都　５施設	認可保育園	300	2019年12月期
千葉県　８施設	認可保育園	500	
神奈川県　１施設	認可保育園	60	
14施設　合計		860	

③ 資金調達の状況

当連結会計年度中に、当社グループの所要資金として、金融機関より長期借入金として1,907,000千円の調達を行いました。また、総額221,422千円の新株式を発行いたしました。

(2) 直前３事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区　　分	第 2 期 (2016年12月期)	第 3 期 (2017年12月期)	第 4 期 (2018年12月期)	第 5 期 (当連結会計年度) (2019年12月期)
売　上　高(千円)	1,594,023	2,595,841	3,787,864	5,915,464
経常利益又は経常損失(△)(千円)	△14,320	34,656	△329,617	5,385
親会社株主に帰属する当期純損失(△)(千円)	△28,068	△11,651	△382,922	△31,965
1株当たり当期純損失(△)(円)	△14.03	△5.62	△173.38	△13.39
総　資　産(千円)	2,708,888	3,719,204	5,957,893	7,777,305
純　資　産(千円)	981,519	1,095,117	747,584	961,575
１株当たり純資産　(円)	483.89	486.35	314.80	366.82

(注) １．第５期より連結計算書類を作成しております。なお、第４期以前については金融商品取引法に基づいて作成した連結財務諸表の数値を参考情報として記載しております。

２．１株当たり当期純損失は、期中平均発行済株式総数により、１株当たり純資産は、期末発行済株式総数により算出しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区　　分	第 2 期 (2016年12月期)	第 3 期 (2017年12月期)	第 4 期 (2018年12月期)	第 5 期 (当事業年度) (2019年12月期)
売　上　高(千円)	171,437	321,458	290,410	712,282
経常利益又は経常損失(△)(千円)	△5,503	27,657	△246,090	17,395
当期純利益又は当期純損失(△)(千円)	△4,075	12,378	△313,624	61,404
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)(円)	△2.04	5.97	△142.00	25.73
総　資　産(千円)	1,035,539	1,243,160	1,932,937	2,218,219
純　資　産(千円)	1,005,512	1,143,140	864,906	1,179,318
１株当たり純資産　(円)	495.88	508.11	367.40	454.96

(注) １株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失は、期中平均発行済株式総数により、１株当たり純資産は、期末発行済株式総数により算出しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社global bridge	100,000千円	100.0%	保育事業、介護事業
株式会社social solutions	10,000	100.0	ICT事業
株式会社東京ライフケア	56,000	100.0	保育事業
株式会社global life care	2,000	100.0	介護事業

(注) 当事業年度の末日における特定完全子会社の状況は、次のとおりであります。

特定完全子会社の名称	株式会社global bridge
特定完全子会社の住所	東京都墨田区錦糸一丁目２番１号
当社及び当社の完全子会社における特定完全子会社の株式の帳簿価額	660,808千円
当社の総資産額	2,218,219千円

(4) 対処すべき課題

① 経営方針

当社グループは、「夢に向かって成長しつづけよう」という経営理念の下、少子高齢化や労働者人口減少などの人口問題の解決を命題として企業活動を推進しております。人々の価値観やニーズがますます多様化する社会に対応するために、保育事業、介護事業及びＩＣＴ事業を展開し、各事業間のシナジーを最大限に高め、「福祉の総合企業」として社会に貢献し続けてまいります。

② 経営戦略等

少子高齢化社会の中で労働人口を確保するために、認可保育園の整備促進が図られております。

当社グループはこれに応じるべく、当面は新規の認可保育園の新規開設に最大限注力し、先行投資が継続する経営戦略を採用しております。

また、新規の認可保育園の開設エリアについては、ドミナント戦略を徹底し、将来の人口動向を元に経済発展が見込まれる地域のみに限定する方針です。さらに、保育事業のドミナントエリア内において介護事業を展開することにより、管理上のコスト削減を行い、シナジー効果を高めていく方針です。

ＩＣＴ事業においても、認可保育園の運営によるノウハウの蓄積と商品サービスへの反映を通じて品質を高め、外販を加速させるとともに、自社で展開する施設においても利用することで、保育事業の拡大に伴う管理コスト増大を抑制し、シナジー効果を創出していく方針です。また、午睡(ごすい)センサーや連絡帳アプリの開発を行うなど、付加価値の創出にも努めていく方針です。

③ 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標

当社グループでは、旺盛な保育ニーズに応じるべく新規認可保育園の開設に最大限注力しており、これまで戦略的に営業損失が生じる計画を採用しておりました。現時点では経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標及びその数値目標を定めておりませんが、企業価値を測る指標として、売上高、経常利益及び親会社株主に帰属する当期純利益の前期比増による成長性を重視しています。今後、業界動向及び当社グループの業績の推移等を勘案し、早期に経営指標及び数値目標を決定する予定です。

④ 経営環境

政府による少子高齢化対策として打ち出された「ニッポン一億総活躍プラン」に掲げられている一億総活躍社会の実現に向け、保育並びに介護業界の環境整備が促進されております。当社グループでは、「日本の人口問題を解決する」を使命に、待機児童の解消、障害児支援及び高齢者介護などの問題を施設の運営によって解決できるように取り組んでまいります。また、ＩＣＴ化が遅れている保育業界には、当社グループ独自の「CCS」の提供を通じて、保育士の事務・雑務の軽減につなげ、保育の質の向上と子どもを安心して預けられる環境づくりを提供してまいります。

⑤ 事業上及び財務上の対処すべき課題

当社グループの更なる事業の拡大に向けて対処すべき課題は、次のとおりです。

イ．施設開設のドミナント戦略

当社グループが更なる事業の拡大をするためには、既存進出地域である東京都23区、千葉県内、大阪市内を中心として施設開設の拡充を図り、ドミナント戦略による地域ブランドの認知向上並びに地域密着の推進により多様化する利用者ニーズに応じたサービスの提供、人員の集中採用、効率的な人員異動による経費削減などを図ってまいります。

ロ．事業効率の向上

当社グループの規模拡大に合わせてスケールメリットを享受するためには、事業効率の向上が必要になります。このため、当社グループは、戦略的かつ機動的な経営体制を強化する目的で持株会社制を導入しており、本社機能は持株会社に集約しております。今後、当社グループの規模拡大に合わせて、本社機能の拡充とそれに伴うコスト増が想定されますが、事業効率の向上によりコスト増の抑制を図り、規模拡大によるスケールメリットを享受してまいります。

ハ．採用強化による人材の確保

当社グループでは、施設数の増加に伴い、施設に必要な資格を有する優秀な人員の確保の重要性が増してきております。従来の経験者中心の採用だけではなく、新卒者の採用にも注力することで採用強化を図ります。当社グループでは、特に保育士の確保を強化し、施設の新規開設と施設運営に注力してまいります。

ニ．品質の維持向上

当社グループは、保育・介護施設の運営を通じて、待機児童の解消、障害をお持ちの方や高齢者の生活支援に貢献しております。そこで提供するサービスの質を向上させ、利用者の満足度を満たしていくように努める必要があります。

一方で、保育施設においては今後も新規開設の増加が見込まれ、企業規模の急拡大及び新規従業員の増加により、施設ごとの運営方針の不遵守化、属人化が懸念されております。当社グループは当該懸念に対して、研修制度の充実と適切な職員配置を通じて対処していく方針です。具体的には、研修を通じて施設運営方針を遵守させるとともに、社内で育成した施設長や管理職を配置することによって、既存・新規施設ともに品質を確保できる体制の構築に努めております。

ホ．ＩＣＴ事業の営業力強化

保育ＩＣＴ化に関する国の補助制度が設けられたことを契機に、今後も保育分野におけるＩＣＴ市場は拡大することが見込まれております。このような市場拡大期において、当社グループも営業力を強化し、最大限のシェア獲得に努める必要があります。具体的には、自社の営業チームの強化に加えて、保育士人材紹介会社やクラウドソーシング会社と提携し、より広く全国の保育園にアプローチできる営業体制の構築に努めております。

(5) 主要な事業内容（2019年12月31日現在）

事業区分	事業内容
保育事業	認可保育園及び小規模認可保育園の運営
介護事業	有料老人ホーム、サービス高齢者住宅、放課後等デイサービス施設の運営
ＩＣＴ事業	保育園、幼稚園向けICTサービス
その他	研修事業、不動産転貸借事業

(6) 主要な営業所及び工場（2019年12月31日現在）

①　当社

本社：東京都墨田区

関西オフィス：大阪府大阪市西区

②　子会社

（運営施設数）

地域区分	施設数
関東地方	56施設
関西地方	14施設
合計	70施設

(7) 使用人の状況（2019年12月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
保育事業	768（282）名	277名増（56名増）
介護事業	79（ 74）	7名増（14名増）
ＩＣＴ事業	8（ 8）	1名増（3名増）
全社	53（ 12）	1名減（−名増）
合計	908（376）	284名増（73名増）

（注） 使用人数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
52（12）名	14名増（4名増）	41.2歳	1.5年

（注） 使用人数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（2019年12月31日現在）

借入先	借入額
株式会社横浜銀行	2,246,630千円
株式会社千葉銀行	1,905,277
株式会社三井住友銀行	335,678
株式会社武蔵野銀行	146,875
株式会社京葉銀行	120,875
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	112,704

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

２．会社の現況

(1) 株式の状況（2019年12月31日現在）

① 発行可能株式総数　8,000,000株

② 発行済株式の総数　2,470,300株

③ 株主数　823名

④ 大株主

株主名	持株数	持株比率
株式会社アニヴェルセルHOLDINGS	1,064,550株	43.1%
貞松成	393,300	15.9
social investment株式会社	217,600	8.8
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	202,900	8.2
岡村茂樹	58,600	2.4
資産管理サービス信託銀行株式会社（証券投資信託口）	36,400	1.5
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)	35,783	1.4
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	29,200	1.2
楽天証券株式会社	23,300	0.9
THE BANK OF NEW YORK MELLON (INTERNATIONAL)LIMITED 131800	21,200	0.9

(2) 新株予約権等の状況

① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

(2019年12月31日現在)

		第２回新株予約権	第３回新株予約権
発行決議日		2015年12月21日	2016年12月16日
新株予約権の数		426個	2,826個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 426株 （新株予約権１個につき１株）	普通株式 2,826株 （新株予約権１個につき１株）
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権１個当たり 500円 （１株当たり 500円）	新株予約権１個当たり 500円 （１株当たり 500円）
権利行使期間		2017年12月22日から 2025年12月21日まで	2018年12月17日から 2025年12月16日まで
行使の条件		(注)	(注)
役員の保有状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 −個 目的となる株式数 −株 保有者数 −名	新株予約権の数 2,826個 目的となる株式数 2,826株 保有者数 1名
	監査役	新株予約権の数 426個 目的となる株式数 426株 保有者数 1名	新株予約権の数 −個 目的となる株式数 −株 保有者数 −名

(注) 1．新株予約権の割り当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、新株予約権の行使時において、継続して当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位にあることを要する。ただし、取締役又は監査役が任期満了により退任した場合、従業員が定年で退職した場合、又は当社取締役会にてその他正当な理由があると承認した場合は、この限りではない。

2．新株予約権者は、新株予約権の行使時において、新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内の証券取引所に上場している場合に限り行使できるものとする。

3．新株予約権者が死亡した場合は、相続人はこれを行使できないものとする。

		第５回新株予約権	株価報酬型第１回 新株予約権
発行決議日		2017年12月11日	2019年４月12日
新株予約権の数		2,210個	188個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式　221,000株 （新株予約権１個につき100株）	普通株式　18,800株 （新株予約権１個につき100株）
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権１個当たり 51,800円 （１株当たり　518円）	新株予約権１個当たり 1円 （１株当たり　0.01円）
権利行使期間		2019年12月22日から 2027年12月11日まで	2020年４月12日から 2029年４月11日まで
行使の条件		（注）	（注）
役員の保有状況	取締役 （社外取締役を除く）	新株予約権の数　2,010個 目的となる株式数　201,000株 保有者数　３名	新株予約権の数　188個 目的となる株式数　18,800株 保有者数　３名
	監査役	新株予約権の数　200個 目的となる株式数　20,000株 保有者数　１名	新株予約権の数　－個 目的となる株式数　－株 保有者数　－名

（注）１．新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社の取締役又は従業員のいずれかの地位にあることを要する。ただし、取締役又は監査役が任期満了により退任した場合、従業員が定年で退職した場合、その他正当な理由がある場合は、この限りではない。

２．新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。

３．その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

		株価報酬型第１回新株予約権
発行決議日		2019年４月12日
新株予約権の数		34個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 3,400株 (新株予約権１個につき 100株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権１個当たり 1円 (１株当たり 0.01円)
権利行使期間		2019年４月12日から 2029年４月11日まで
行使の条件		(注)
使用人等への交付状況	子会社の役員及び使用人	新株予約権の数 34個 目的となる株式数 3,400株 交付者数 2名

(注) １．新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位にあることを要する。ただし、当社の取締役会が認める場合はこの限りではない。

２．新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。

３．その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（2019年12月31日現在）

会社における地位	氏　　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	貞　松　　成	CEO 株式会社global bridge 代表取締役 株式会社social solutions 代表取締役 株式会社東京ライフケア 代表取締役 株式会社global life care 代表取締役 一般社団法人日本事業所内保育団体連合会 代表理事
取　締　役	加　地　義　孝	COO 株式会社global bridge 取締役 株式会社東京ライフケア 取締役 株式会社global life care 代表取締役
取　締　役	樽　見　伸　二	CFO 公認会計士 株式会社global bridge 取締役 株式会社social solutions 取締役 株式会社東京ライフケア 取締役 株式会社global life care 取締役 一般社団法人日本事業所内保育団体連合会 理事
取　締　役	野　口　　洋	当社社外取締役 公認会計士 株式会社トビムシ 代表取締役 株式会社西粟倉・森の学校　取締役 株式会社東京・森と市庭　代表取締役
常勤監査役	浅　見　雅　光	当社常勤監査役 株式会社global bridge 監査役 株式会社social solutions 監査役 株式会社東京ライフケア 監査役 株式会社global life care 監査役 一般社団法人日本事業所内保育団体連合会 監事
常勤監査役	市　村　浩　子	当社常勤監査役 公認会計士 株式会社global bridge 監査役 株式会社social solutions 監査役 株式会社東京ライフケア 監査役 株式会社global life care 監査役 一般社団法人日本事業所内保育団体連合会 監事

会社における地位	氏　　名	担当及び重要な兼職の状況
監　査　役	松　村　正　哲	当社社外監査役 弁護士 松村総合法律事務所　代表 霞ヶ関キャピタル株式会社　社外監査役
監　査　役	宮　本　明　男	当社社外監査役 公認会計士 宮本明男公認会計士事務所代表 株式会社Fast Fitness Japan　社外取締役

（注）１．取締役野口洋氏は、社外取締役であります。
２．監査役松村正哲氏及び監査役宮本明男氏は、社外監査役であります。
３．常勤監査役市村浩子氏及び宮本明男氏は、公認会計士であり財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
４．当社は、社外取締役及び社外監査役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第１項の規定に基づき、社外取締役及び社外監査役各氏との間において、同法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令が定める最低責任限度額としています。

③ 取締役及び監査役の報酬等

イ．当事業年度に係る報酬等の総額

区　　分	員　　数	報酬等の額
取　締　役 （うち社外取締役）	4名 (1)	100,536千円 (1,800)
監　査　役 （うち社外監査役）	5 (3)	18,601 (3,400)
合　計 （うち社外役員）	9 (4)	119,137 (5,200)

（注）1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬等は、2015年12月21日開催の臨時株主総会において年額200百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。また、別枠で、2017年12月11日開催の臨時株主総会において取締役（社外取締役を除く。）に対して、年額150百万円以内の範囲でストック・オプションとして新株予約権を割り当てることにつき決議いただいております。

3. 監査役の報酬等は、2015年12月21日開催の臨時株主総会において年額100百万円以内と決議いただいております。また、2016年12月16日開催の臨時株主総会において、当該報酬額の枠内でストック・オプションとして新株予約権を割り当てることにつき決議いただいております。
4. 上記の報酬等の額には、以下のものが含まれております。
・ストック・オプションによる報酬額28,477千円（取締役３名に対し26,586千円、監査役１名に対し1,891千円）

ロ．当事業年度に支払った役員退職慰労金
該当事項はありません。

ハ．社外役員が親会社等又は親会社等の子会社等から受けた役員報酬等の総額
該当事項はありません。

④　社外役員に関する事項
イ．他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
・取締役 野口　洋氏は、株式会社トビムシの代表取締役、株式会社西粟倉・森の学校の取締役、株式会社東京・森と市庭の代表取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
・監査役 松村 正哲氏は、松村総合法律事務所の代表、霞ヶ関キャピタル株式会社の社外監査役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
・監査役 宮本 明男氏は、宮本明男公認会計士事務所の代表、株式会社Fast Fitness Japanの社外取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

ロ．当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況
取締役　野　口　　洋	当事業年度に開催された取締役会29回のすべてに出席いたしました。公認会計士並びに企業経営者としての幅広い経験と知見に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
監査役　松　村　正　哲	当事業年度に開催された取締役会29回、監査役会19回のすべてに出席いたしました。弁護士としての専門的な見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社のコンプライアンスやコーポレート・ガバナンスの充実について適宜、必要な助言を行っております。
監査役　宮　本　明　男	2019年2月7日就任以降、当事業年度に開催された取締役会27回のすべて、監査役会19回中17回に出席いたしました。公認会計士としての専門的な見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社のコンプライアンスやコーポレート・ガバナンスの充実について適宜、必要な助言を行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称　　PwCあらた有限責任監査法人

② 報酬等の額

	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	18百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	20

(注) 1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2．監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容

当社は、PwCあらた有限責任監査法人に対して、コンフォートレター作成業務についての対価を支払っております。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

３．業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ. 当社グループは、取締役及び従業員が法令及び社会通念などを遵守した行動をとるために「コンプライアンス規程」「コンプライアンスマニュアル」を作成し、取締役及び従業員に周知し、法令、定款及び反社会的勢力との取引断絶を企業活動の前提とすることを徹底する方針です。

ロ. コンプライアンスに関する活動を推進するため、当社グループでは、取締役及び内部監査人で構成したコンプライアンス委員会を設置しております。全体に関する統括責任者として代表取締役を委員長に任命し、コンプライアンス体制の構築・維持には、コンプライアンス統括責任者と各部門責任者が連携してあたります。また、コンプライアンス活動の調整窓口として、管理部にコンプライアンス委員会事務局を設置しています。

ハ. 内部監査人を設置し、内部監査方針、内部監査計画、各部門の業務遂行、コンプライアンスの状況などについて監査役会、会計監査人と連携するとともに、内部監査結果を代表取締役及び監査役会に報告しております。

ニ. 「内部通報規程」を定め、グループ全体における法令遵守の観点から、これに反する行為などを早期発見し是正するために「内部通報制度」を構築し、運用しております。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報は、それぞれの保存媒体に応じて法令・社内規程などに基づいて適時適切に閲覧可能な状態で管理・保存しております。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

「危機管理規程」を作成し、全社的なリスク及び組織横断的さらには、各組織に発生するリスクの管理及び対応を実施しております。また、従来想定されていなかった種類のリスクが新たに生じた場合には、代表取締役が速やかに対応責任者を定め対応を実施しております。

④　取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための基礎として、定時取締役会を月１回開催するほか、必要に応じて適時に臨時取締役会を開催しております。また、業務分掌及び職務権限を整理し、効率的な業務執行ができる体制を構築しております。

⑤　当社並びに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ．当社グループにおける業務の適正を確保するために、「関係会社管理規程」を定め、事業及び経営に関する事項については、あらかじめ報告し、協議の上で決定するとともに、当社の取締役会で子会社の経営状況について報告を受け、経営の適正性について担保しております。

ロ．子会社の取締役には、当社の監査役以外の者若しくは従業員が就任するとともに、当社から監査役を派遣し、子会社の業務執行状況を監査し、業務の適正を確保する体制を構築しております。

⑥　監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社は監査役からの求めに応じて監査役の職務を補助すべき使用人を配置する方針です。

⑦　上記⑥の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

監査役の職務を補助すべき使用人の任命・異動・人事考課については、監査役の意見を聴取し、代表取締役はそれを尊重する方針としております。当該使用人に対する指示の実効性を担保するために、使用人への業務指示及び勤務管理等は、常勤監査役が実施することとしております。また、使用人の業務結果等は常勤監査役へ直接報告するものとし、それを常勤監査役が代表取締役へ報告するフローを構築しております。

⑧　監査役への報告に関する体制

イ．　監査役は、取締役会のほか、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、経営会議その他重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役、使用人にその説明を受けております。

ロ.　取締役及び使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、全社的に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、その他各監査役がその職務遂行上報告を受ける必要があると判断した事項について速やかに報告を行う体制を構築しております。

ハ.　取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見した時は、法令に従い、直ちに監査役に報告する体制を構築しております。

⑨　上記⑧の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

取締役及び使用人が、監査役へ報告したことを理由とする不利な取扱い及び報復行為等を禁止するものとしております。

⑩　監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役の職務の執行が円滑に行われるようにするため、一定の基準を定め、常勤監査役に直接の決裁権限を付与しております。また、前払についても事前申請の上で認めております。

⑪　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、代表取締役と定期的な会議を開催し、意見や情報の交換を行っており、また、必要に応じて監査法人あるいは内部監査人、弁護士との連携をとり、意見や情報の交換を行っております。

(2) 運用状況の概要

①当事業年度は、取締役会を29回開催し、付議内容・基準を定めた取締役会会規程・決裁権限規程に基づき、当社及びグループ各社の重要事項について審議決定するとともに、各取締役から業務執行の報告を受けております。

②コンプライアンスに関する活動を推進するため、代表取締役を委員長とするコンプライアンス委員会を開催しております。コンプライアンス委員会は、四半期毎に開催され、コンプライアンスに関する運用状況・課題等を協議・共有化しています。

③当社は「コンプライアンス通報窓口」を設置し、内部通報制度の有効性を担保しています。「コンプライアンス通報窓口」の運用状況については、担当取締役が確認を行い、コンプライアンス委員会に報告しています。

4．会社の支配に関する基本方針

当社は、財務及び事業の方針の決定を支配する者は、安定的な成長を目指し、企業価値の拡大と株主の利益増加に経営資源の集中を図るべきと考えております。

現時点では特別な買収防衛策は導入いたしておりませんが、今後も引き続き社会情勢等の変化に注視しつつ弾力的な検討を行ってまいります。

連結貸借対照表

(2019年12月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	**1,821,819**	**流動負債**	**1,663,589**
現金及び預金	1,167,556	短期借入金	91,666
売掛金	333,482	1年内返済予定の長期借入金	569,818
未収入金	58,746	未払法人税等	45,101
その他	262,302	未払費用	358,364
貸倒引当金	△268	その他	598,638
固定資産	**5,945,746**	**固定負債**	**5,152,140**
有形固定資産	**4,714,223**	長期借入金	4,693,994
建物及び構築物	3,572,557	繰延税金負債	81,667
機械及び装置	141,018	預り保証金	14,282
車両運搬具	5,539	退職給付に係る負債	32,352
建設仮勘定	647,459	資産除去債務	328,636
土地	120,198	その他	1,207
その他	227,449	**負債合計**	**6,815,730**
無形固定資産	**547,020**	**株主資本**	**913,204**
のれん	403,427	**資本金**	**176,526**
その他	143,592	**資本剰余金**	**695,446**
投資その他の資産	**684,503**	**利益剰余金**	**41,231**
投資有価証券	11,000	**その他の包括利益累計額**	**△7,051**
長期貸付金	136,706	**退職給付に係る調整累計額**	**△7,051**
敷金及び保証金	359,539	**新株予約権**	**55,422**
その他	177,256	**純資産合計**	**961,575**
繰延資産	**9,738**		
株式交付費	9,738		
資産合計	**7,777,305**	**負債純資産合計**	**7,777,305**

(注)　金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2019年 1月 1日から
2019年12月31日まで)

(単位：千円)

科目	金額	
売上高		5,915,464
売上原価		5,480,479
売上総利益		434,985
販売費及び一般管理費		1,322,612
営業損失		887,627
営業外収益		
受取利息	674	
設備補助金収入	1,002,732	
その他	12,820	1,016,227
営業外費用		
支払利息	38,555	
支払手数料	83,645	
雑損失	501	
その他	512	123,214
経常利益		5,385
特別損失		
固定資産除却損	1,153	
減損損失	3,532	4,686
税金等調整前当期純利益		699
法人税、住民税及び事業税	47,031	
法人税等調整額	△14,366	32,665
当期純損失		31,965
親会社株主に帰属する当期純損失		31,965

(注)　金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2019年 1月 1日から
2019年12月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	55,875	1,073,022	△426,802	702,094
当連結会計年度変動額				
新株の発行	61,870	61,870		123,740
新株の発行(新株予約権の行使)	58,781	60,554		119,335
親会社株主に帰属する当期純損失			△31,965	△31,965
資本剰余金から利益剰余金への振替		△500,000	500,000	－
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)				－
当連結会計年度変動額合計	120,651	△377,576	468,034	211,109
当連結会計年度末残高	176,526	695,446	41,231	913,204

	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当連結会計年度期首残高	－	－	45,490	747,584
当連結会計年度変動額				
新株の発行				123,740
新株の発行(新株予約権の行使)			△21,653	97,682
親会社株主に帰属する当期純損失				△31,965
資本剰余金から利益剰余金への振替				－
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)	△7,051	△7,051	31,585	24,534
当連結会計年度変動額合計	△7,051	△7,051	9,932	213,990
当連結会計年度末残高	△7,051	△7,051	55,422	961,575

(注)　金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

１．連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

・連結子会社の数　　５社

・主要な連結子会社の名称　　株式会社global bridge
株式会社social solutions
株式会社東京ライフケア
株式会社global life care
一般社団法人日本社会福祉マネジメント学会

(2) 連結の範囲の変更に関する注記

連結の範囲の変更　　当連結会計年度から一般社団法人日本社会福祉マネジメント学会を連結の範囲に含めております。これは、一般社団法人日本社会福祉マネジメント学会の支配を獲得したためであります。

(3) 会計方針に関する事項

①　重要な資産の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のないもの　　移動平均法による原価法

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ．有形固定資産　定額法によっております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	3年～22年
機械及び装置	8年～17年
車両運搬具	2年～ 6年
工具器具備品	3年～10年

ロ．無形固定資産
自社利用のソフトウエア　社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

③ 繰延資産の処理方法

株式交付費　株式交付費は、支出時から３年間にわたり定額法により償却しております。

④ 重要な引当金の計上基準

イ．貸倒引当金　売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ．賞与引当金　従業員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。

⑤ 重要なヘッジ会計の方法

イ．ヘッジ会計の方法　特例処理の要件を満たしているため、特例処理を採用しております。

ロ．ヘッジ手段とヘッジ対象　ヘッジ手段…金利スワップ
ヘッジ対象…借入金

ハ．ヘッジ方針　金融機関からの借入金の一部について変動金利によるリスクを回避するため、金利スワップ取引を利用しております。

ニ．ヘッジの有効性評価の方法　金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、有効性の評価を省略しております。

⑥　その他連結計算書類の作成のための重要な事項

イ．退職給付に係る負債の計上基準

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込み額に基づき、退職給付債務を計上しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により費用処理する方法を採用しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

ロ．消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

２．会計方針の変更に関する注記

（消費税等の会計処理）

従来、固定資産に係る控除対象外消費税等については長期前払消費税等として、投資その他の資産の「その他」に計上し、５年間で均等償却を行ってまいりました。2019年期中より消費税率が変更になることを契機に、当社グループの固定資産に係る控除対象外消費税等の実態を鑑みて、当連結会計年度より取得した固定資産に係る控除対象外消費税等を個々の資産の取得原価に算入する方法へ変更することにいたしました。当該変更に伴う当連結会計年度の営業損失は6,985千円減少し、経常利益及び税金等調整前当期純利益は6,985千円増加しております。

３．表示方法の変更に関する注記

（「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更）

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号　平成30年2月16日）を当連結会計年度より適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。

４．連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

建物及び構築物	412,741千円
土地	120,198千円
計	532,940千円

② 担保に係る債務

1年内返済予定の長期借入金	29,124千円
長期借入金	558,298千円
計	587,422千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額　636,650千円

５．連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式　2,470,300株

(2) 剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

(3) 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式　266,192株

６．金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については預金等の安全性の高い金融資産で行い、また資金調達については主に銀行等金融機関からの借入により行っております。

② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

長期借入金（１年内返済予定の長期借入金を含む）は、主に運転資金及び設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、支払期日は最長のもので決算日後17年であります。金利の変動リスクに晒されているものもありますが、一部はデリバティブ取引（金利スワップ取引）を利用してヘッジしております。デリバティブ取引は、借入金の支払金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引であります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

借入金の使途は運転資金及び設備資金であり、一部の長期借入金の金利変動リスクに対して金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を実施しております。なお、デリバティブ取引は「経理規程」及び「職務権限規程」に従い、実需の範囲で行うこととしております。

④　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合は、合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2019年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額	時　　価	差　　額
(1) 現金及び預金	1,167,556千円	1,167,556千円	-千円
(2) 長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）	(5,263,812)	(5,276,376)	12,563
(3) デリバティブ取引	-	-	-

(*)負債に計上されているものについては、(　)で示しております。

(注) 金融商品の時価の算定方法

(1)現金及び預金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、時価は当該帳簿価額によっております。

(2)長期借入金（１年内返済予定の長期借入金を含む）

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入等を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。一部の長期借入金の金利変動リスクに対して金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を実施しております。

(3)デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております（上記(2)参照）。

７．１株当たり情報に関する注記

(1)	１株当たりの純資産額	366円82銭
(2)	１株当たりの当期純損失	13円39銭

８．重要な後発事象に関する注記

（第三者割当増資による新株式の発行　オーバーアロットメントの売出しに係る発行）

当社は2019年11月20日及び2019年12月４日開催の取締役会において、公募による新株式発行に伴うオーバーアロットメントによる当社株式の売出しに関連する第三者割当による新株式の発行を決議し、2020年１月22日に払込を受けております。

新株式の発行の概要は次のとおりであります。

１．募集株式の発行概要

（１）	募集株式の種類及び数	当社普通株式	97,400 株
（２）	払込金額	１株につき	金 2,201.50 円
（３）	払込金額の総額		214,426,100 円
（４）	割当価格	１株につき	金 2,474.80 円
（５）	割当価格の総額		241,045,520 円
（６）	増加する資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金１株につき	金 1,237.40 円
		増加する資本準備金１株につき	金 1,237.40 円
（７）	割当先及び割当株式数	みずほ証券株式会社	97,400 株
（８）	申込期日	2020年１月21日（火曜日）	
（９）	払込期日	2020年１月22日（水曜日）	
(10)	申込株数単位		100株

※上記のうち払込金額並びにその総額は、会社法第199条第１項第２号所定の払込金額とその総額であり、割当価格並びにその総額は、東京証券取引所マザーズへの上場に伴う公募による募集株式発行並びに引受人の買取引受による売出しの引受価額と同額の価格とこれに基づく総額です。

２．手取金の使途

本第三者割当増資による手取概算額241,045千円については、公募による募集株式発行による手取概算額117,740千円と合わせた、手取概算額合計358,785千円について、2019年12月13日に公表した「有価証券届出書の訂正届出書」に記載のとおり、2020年４月に開設を予定している大阪府の認可保育所の設備投資資金として全額を充当する予定であります。

なお、上記調達資金につきましては、具体的な充当時期までは、安全性の高い金融商品等で運用する予定であります。

貸借対照表

（2019年12月31日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	**330,235**	**流動負債**	**227,487**
現金及び預金	43,410	1年内返済予定の長期借入金	114,760
貯蔵品	4,118	未払金	30,594
前払費用	34,390	未払消費税等	30,532
未収入金	39,730	未払法人税等	8,883
短期貸付金	242,246	未払費用	28,205
その他	338	その他	14,511
貸倒引当金	△34,000	**固定負債**	**811,413**
固定資産	**1,878,245**	長期借入金	793,430
有形固定資産	**54,577**	退職給付引当金	916
建物	28,103	その他	17,066
車両運搬具	2,175	**負債合計**	**1,038,900**
その他	24,298	（純資産の部）	
無形固定資産	**3,813**	**株主資本**	**1,123,895**
その他	3,813	**資本金**	**176,526**
投資その他の資産	**1,819,854**	**資本剰余金**	**695,446**
関係会社株式	1,640,809	資本準備金	186,872
長期貸付金	103,662	その他資本剰余金	508,573
繰延税金資産	46,564	**利益剰余金**	**251,922**
差入保証金	28,804	その他利益剰余金	251,922
その他	12	繰越利益剰余金	251,922
繰延資産	**9,738**	**新株予約権**	**55,422**
株式交付費	9,738	**純資産合計**	**1,179,318**
資産合計	**2,218,219**	**負債純資産合計**	**2,218,219**

（注）　金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損　益　計　算　書

（2019年１月１日から
2019年12月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
営業収益		712,282
営業費用		
販売費及び一般管理費	675,314	675,314
営業利益		36,968
営業外収益		
その他	282	282
営業外費用		
支払利息	7,981	
支払手数料	11,397	
その他	476	19,855
経常利益		17,395
税引前当期純利益		17,395
法人税、住民税及び事業税	8,883	
法人税等調整額	△52,892	△44,008
当期純利益		61,404

（注）　金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（2019年１月１日から
2019年12月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計	
当期首残高	55,875	64,448	1,008,573	1,073,022	△309,481	△309,481	819,416
当期変動額							
新株の発行	61,870	61,870		61,870			123,740
新株の発行（新株予約権の行使）	58,781	60,554		60,554			119,335
資本剰余金から利益剰余金への振替			△500,000	△500,000	500,000	500,000	－
当期純利益					61,404	61,404	61,404
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							
当期変動額合計	120,651	122,424	△500,000	△377,576	561,404	561,404	304,479
当期末残高	176,526	186,872	508,573	695,446	251,922	251,922	1,123,895

	新株予約権	純資産合計
当期首残高	45,490	864,906
当期変動額		
新株の発行		123,740
新株の発行（新株予約権の行使）	△21,653	97,682
資本剰余金から利益剰余金への振替		－
当期純利益		61,404
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	31,586	31,586
当期変動額合計	9,933	314,412
当期末残高	55,422	1,179,318

（注）　金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

１．重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

関連会社株式　移動平均法による原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産　定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	8年～22年
車両運搬具	5年

② 無形固定資産

自社利用のソフトウエア　社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) 繰延資産の処理方法

株式交付費　株式交付費は、支出時から３年間にわたり定額法により償却しております。

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金　売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金　従業員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額に基づき、当事業年度負担額を計上しております。

(5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

イ．退職給付に係る負債の計上基準

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における見込み額に基づき、退職給付債務を計上しております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により費用処理する方法を採用しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

ロ．消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

２．表示方法の変更に関する注記

（「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更）

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号　平成30年2月16日）を当事業年度より適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。

３．貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額　11,427千円

(2) 保証債務

以下の関係会社の金融機関からの借入に対し債務保証を行っております。

株式会社global bridge	1,096,352千円
株式会社global life care	399,700千円
計	1,496,052千円

(3) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

① 短期金銭債権	281,286千円
② 長期金銭債権	103,662千円
③ 短期金銭債務	305千円

４．損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高	721,274千円
営業取引以外の取引高	-千円

５．株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

該当事項はありません。

６．税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
税務上の繰越欠損金	48,276千円
子会社株式評価損	18,317千円
貸倒引当金	10,412千円
資産除去債務	5,226千円
その他	2,979千円
繰延税金資産小計	85,213千円
評価性引当額	△33,956千円
繰延税金資産合計	51,256千円
繰延税金負債	
資産除去債務	△4,686千円
その他	△5千円
繰延税金負債合計	△4,692千円
繰延税金資産の純額	46,564千円

７．関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

種　類	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額（千円）	科　目	期末残高（千円）
子　会　社	株式会社 global bridge	所有 直接　100.0%	当社が経営指導している。役員の兼任あり。資金の援助あり。債務保証あり。	経営指導料等(注1)	612,419	関係会社未収金	－
				子会社借入金の債務保証(注2)	1,096,352	－	－
				資金の貸付(注1)	123,740	関係会社長期貸付金	103,662
				少額リース機器の転貸借(注1)	6,600	関係会社未払金	－
子　会　社	株式会社 social solutions	所有 直接　100.0%	当社が経営指導している。役員の兼任あり。資金の援助あり。	経営指導料等(注1)	23,439	関係会社未収金	25,076
				資金の貸付(注1)	241,354	関係会社短期貸付金	241,354
				消耗品の仕入(注1)	3,741	関係会社未払金	305
子　会　社	株式会社 東京ライフケア	所有 直接　100.0%	当社が経営指導している。役員の兼任あり。資金の援助あり	経営指導料等(注1)	31,978	関係会社未収金	2,815
				借入金の債務被保証(注3)	260,000	－	－
子　会　社	株式会社 global life care	所有 直接　100.0%	当社が経営指導している。役員の兼任あり。資金の援助あり。債務保証あり。	経営指導料等(注1)	25,948	関係会社未収金	2,922
				子会社借入金の債務保証(注2)	399,700	－	－
				借入金の債務被保証(注3)	137,140	－	－
子　会　社	一般社団法人日本社会福祉マネジメント	所有 直接　100.0%	役員の兼任あり。	経営指導料等(注1)	4,025	関係会社未収入金	8,585
				当社会議室の一時利用(注1)	7,870		
				資金の貸付(注1)	10,000	関係会社短期貸付金	531

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注）１．取引条件の妥当性については、市場価額等の一般取引条件を比較・勘案の上で、取締役会決議を経て行っております。

２．親会社保証であり、取引実態を鑑み、保証料等は支払っておりません。取締役会決議を経て行っております。

３．債務被保証については、銀行からの借入金に対して債務保証を受けております。なお、保証料の支払は行っておりません。

８．１株当たり情報に関する注記

(1)　１株当たりの純資産額　454円96銭

(2)　１株当たりの当期純利益　25円73銭

９．重要な後発事象に関する注記

（第三者割当増資による新株式の発行　オーバーアロットメントの売出しに係る発行）

当社は2019年11月20日及び2019年12月４日開催の取締役会において、公募による新株式発行に伴うオーバーアロットメントによる当社株式の売出しに関連する第三者割当による新株式の発行を決議し、2020年１月22日に払込を受けております。

新株式の発行の概要は次のとおりであります。

１．募集株式の発行概要

（１）	募集株式の種類及び数	当社普通株式	97,400 株
（２）	払込金額	１株につき	金 2,201.50 円
（３）	払込金額の総額		214,426,100 円
（４）	割当価格	１株につき	金 2,474.80 円
（５）	割当価格の総額		241,045,520 円
（６）	増加する資本金及び	増加する資本金１株につき	金 1,237.40 円
	資本準備金に関する事項	増加する資本準備金１株につき	金 1,237.40 円
（７）	割当先及び割当株式数	みずほ証券株式会社	97,400 株
（８）	申込期日	2020年１月21日（火曜日）	
（９）	払込期日	2020年１月22日（水曜日）	
(10)	申込株数単位		100株

※上記のうち払込金額並びにその総額は、会社法第199条第１項第２号所定の払込金額とその総額であり、割当価格並びにその総額は、東京証券取引所マザーズへの上場に伴う公募による募集株式発行並びに引受人の買取引受による売出しの引受価額と同額の価格とこれに基づく総額です。

２．手取金の使途

本第三者割当増資による手取概算額241,045千円については、公募による募集株式発行による手取概算額117,740千円と合わせた、手取概算額合計358,785千円について、2019年12月13日に公表した「有価証券届出書の訂正届出書」に記載のとおり、2020年４月に開設を予定している大阪府の認可保育所の設備投資資金として全額を充当する予定であります。

なお、上記調達資金につきましては、具体的な充当時期までは、安全性の高い金融商品等で運用する予定であります。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年２月25日

株式会社global bridge HOLDINGS
　取締役会　御中

PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小　林　昭　夫　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	千　葉　達　哉　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社global bridge HOLDINGSの2019年１月１日から2019年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社global bridge HOLDINGS及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年２月25日

株式会社global bridge HOLDINGS
　取締役会　御中

PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小　林　昭　夫　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	千　葉　達　哉　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社global bridge HOLDINGSの2019年１月１日から2019年12月31日までの第５期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、2019年 1月 1日から2019年12月31日までの第５期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1)　事業報告等の監査結果

①　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2)　計算書類及びその附属明細書の監査結果

ＰｗＣあらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3)　連結計算書類の監査結果

ＰｗＣあらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年３月４日

株式会社global bridge HOLDINGS　監査役会

常勤監査役　浅　見　雅　光　㊞

常勤監査役　市　村　浩　子　㊞

社外監査役　松　村　正　哲　㊞

社外監査役　宮　本　明　男　㊞

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　取締役２名選任の件

より高い企業・ガバナンス体制の構築のために社外取締役1名を含む取締役2名の追加選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	木本　彰（きもと　あきら） （1957年1月11日）	1979年４月　株式会社東急ストア入社 2009年３月　同社執行役員 2013年３月　同社常務執行役員 （重要な兼職の状況） 該当事項はありません。	－
2	坪井　均（つぼい　ひとし） （1966年10月18日）	1991年４月　株式会社三井住友銀行入社 2004年８月　大和証券エスエムビーシー株式会社入社 2009年10月　株式会社三井住友銀行入社 2010年１月　SMBC日興証券株式会社入社 （重要な兼職の状況） SMBC日興証券株式会社本部マネージングディレクター兼第七投資銀行部長	－

（注）１．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

２．坪井均氏は、社外取締役候補者であります。また、同氏の選任が承認された場合は、東京証券取引所に独立役員として届け出る予定であります。

３．坪井均氏を社外取締役候補者とした理由は、金融機関においてコーポレートガバナンス関連の豊富なアドバイザリー経験を有し、当社ガバナンス体制強化に資することができると判断したためです。なお、同氏は過去に会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役として職務を適切に遂行できるものと判断しております。

４．坪井均氏が選任された場合は、同氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定です。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める限度額とする予定です。

第２号議案　監査役１名選任の件

本総会の終結の時をもって一身上の都合による辞任により退任する予定の宮本明男氏の補欠として社外監査役１名の選任をお願いするものであります。なお、監査役候補者の冨永淳史氏は宮本明男社外監査役の補欠として選任をお願いするものであり、その任期は、当社定款第34条第２項の規定により、宮本明男社外監査役の任期が満了する2020年12月期に係る定時株主総会終結の時までとなります。

本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
冨永淳史（とみながあつし） （1981年11月28日）	2004年４月　株式会社NTTファシリティーズ入社 2010年１月　あずさ監査法人（現有限責任あずさ監査法人）入所 2014年８月　三菱UFJモルガン・スタンレー証券入社 2016年10月　冨永公認会計士事務所代表（現任） （重要な兼職の状況） 冨永公認会計士事務所代表	－

（注）１．候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

２．冨永氏は、社外監査役候補者であります。また、同氏の選任が承認された場合は、東京証券取引所に独立役員として届け出る予定であります。

３．冨永氏は過去に会社経営に関与した経験はありませんが、公認会計士であり、社外監査役として職務を適切に遂行できるものと判断しております。

４．冨永氏が選任された場合は、同氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定です。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める限度額とする予定です。

第３号議案　会計監査人選任の件

当社の会計監査人であるPwCあらた有限責任監査法人は、本総会終結の時をもって任期満了により退任するため、新たに会計監査人の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の決定に基づいております。

また、監査役会が双研日栄監査法人を会計監査人の候補者とした理由は、会計監査人に求められる専門性、独立性及び効率性を有し、新たな視点での監査が期待できることに加え、監査報酬及び品質管理体制などを総合的に勘案した結果、当社の会計監査人等として適任であると判断したためであります。

会計監査人候補者は、次のとおりであります。

名称	双研日栄監査法人		
事務所	主たる事務所　東京都中央区銀座１丁目６番10号　上一ビル		
沿革	1983年５月　監査法人双研社設立 1988年２月　日栄監査法人設立 2019年６月　BKRinternationalのメンバーファームとなる 2019年10月　監査法人双研社と日栄監査法人が合併し、双研日栄監査法人となる		
概要	構成人員	社員数	22名
		監査従事者（非常勤含む）	65名
		その他	7名
		合計	94名
	関与会社数	金融商品取引法監査・会社法監査	6社
		会社法監査	15社
		学校法人監査	8社
		その他監査	25社

（2020年2月1日現在）

以上

メ　　モ

株主総会会場ご案内図

会　　場　東京都墨田区江東橋三丁目９番10号
墨田区・丸井共同開発ビル９階（丸井錦糸町店９階）
すみだ産業会館 展示ホールD

交　　通　・ＪＲ総武線 錦糸町駅下車 南口より徒歩３分
・地下鉄半蔵門線 錦糸町駅下車 出口１より徒歩３分

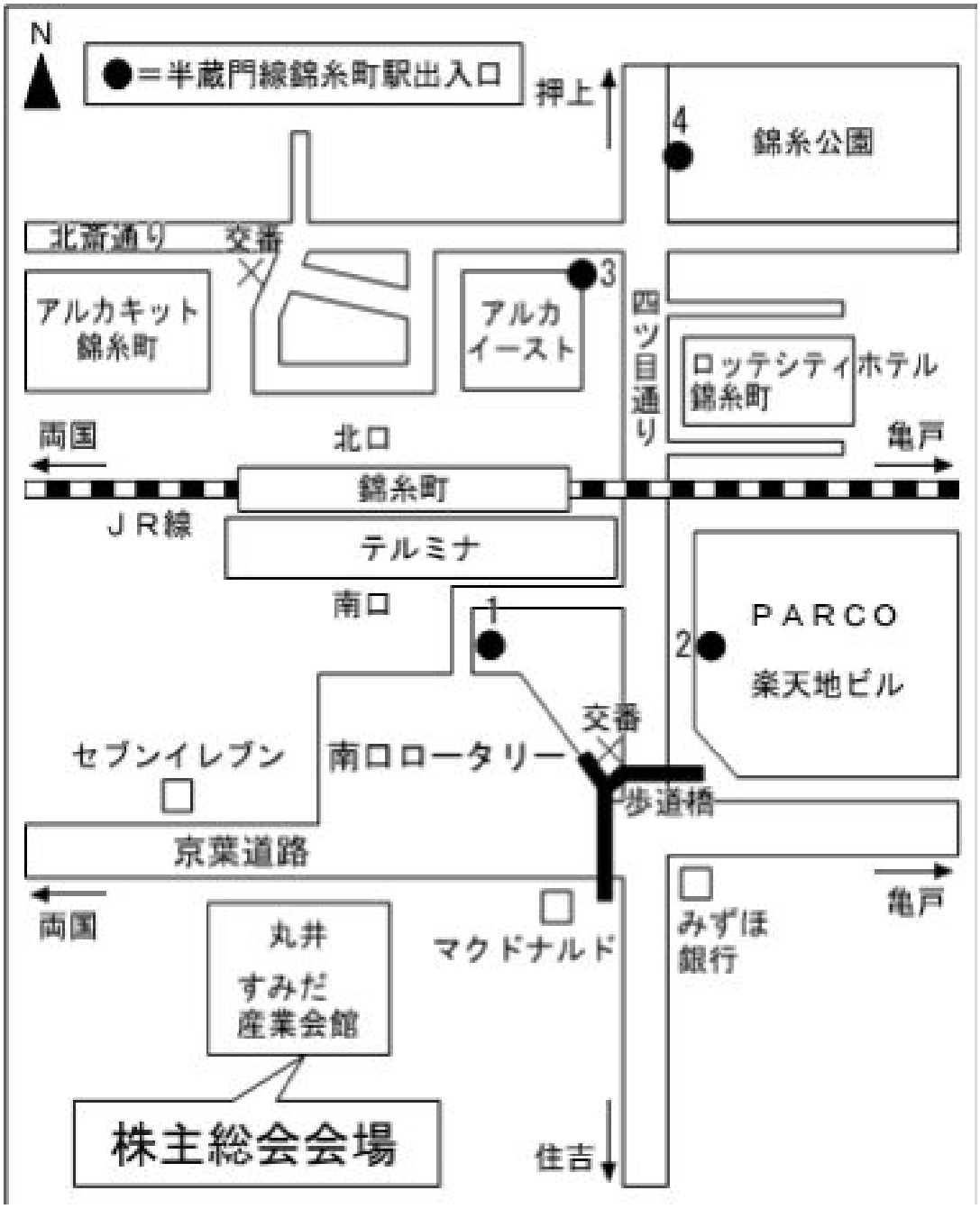

当日は、駐車場の用意はいたしておりませんので、会場へのお車でのご来場は、ご遠慮くださいますようお願い申しあげます。